

# 一時保育を南部保育園で開始します

利用開始 10月1日(水)～ 申込開始 9月1日(月)～

- 利用時間** 午前8時30分～午後4時30分  
(※延長保育は要相談)
- 利用日数** 14日以内/月(リフレッシュの場合は3日以内)
- 利用料** 3歳児未満 2,400円/日  
3歳児 1,200円/日  
4歳児以上 1,000円/日



※おやつ代・給食費を含みます(給食実施日以外は弁当持参)  
半日利用の場合は半額。延長保育料は30分150円。  
申し込み 直接、利用希望園に電話予約後、各園にて手続きしてください。

実施園	定員	対象児童
南部保育園 (☎68♦3384)	10	6カ月～就学前
みどり保育園 (☎68♦3418)	10	6カ月～就学前
形原北保育園 (☎57♦4301)	5	2歳児～就学前

※利用希望日の前月最初の開園日から予約可

児童課 ☎66♦1107

手当を振り込みます

児童課 ☎66♦1108

市遺児手当の9月期支払分  
(4～9月分)を9月30日(火)

以降に受給者指定の金融機関  
に振り込みま  
す。確認して  
お受け取りく  
ださい。



## ペットと共に暮らす

### 動物愛護週間2014

環境清掃課 ☎57♦4100

9月20日(土)～26日(金)は動物  
愛護週間です。動物の愛護と、  
適正な飼養についての関心と  
理解を深めるようにするため  
設けられたものです。

動物を飼うということとは、  
その命を育み、最後まで愛情  
をもって飼いつづけることで  
す。ペットも年をとれば介護  
やきめ細かい世話が必要とな  
り、飼い主はペットの老いと  
向き合い、最後まで見とどけ  
ることが求められます。

飼い始める前に、世話がき  
ちんとできるか、周りの人た  
ちの迷惑にならないようにす  
るにはどうしたらよいかなど  
家庭内でしっかりと話し合い  
しましょう。

また飼い始めた動物を捨て  
ないこと、不必要に増やさな  
いこと、しつけや健康管理を  
行いましょう。

近年、動物の鳴き声やフン  
などの苦情が数多く寄せられ  
ています。迷惑をかけないよ  
うマナーを守ることが飼い主  
の責務です。

### ◆動物慰霊祭

人と生活を共にしたペット  
動物など、人にやさしさを与  
えてくれたすべての動物たち  
の霊を慰めるため、動物慰霊  
祭を行います。

とき 9月29日(月)

午後1時30分～

ところ 市斎場

その他 献花方式で行いま  
す。花はこちらでご用意し  
ます。供物などはご遠慮く  
ださい。

問合せ先 蒲郡市獣医師会事務  
局 ☎57♦0700

## 9月10日は「屋外広告物の日」

都市計画課 ☎66♦1142

9月1日(月)～10日(水)は「屋  
外広告物適正化旬間」です。

はり紙、はり札、立看板、  
広告板、広告塔などの屋外広  
告物の設置には、街の美観を  
守るため、屋外広告物条例に  
よる一定の制限があります。

屋外広告物を設置するとき  
は、事前に都市計画課に相談  
し、規制の内容について確認  
してください。

また、県内で屋外広告業を  
営むためには、事前に知事の  
登録を受ける必要があります。

屋外広告物条例を守り、美し  
い愛知づくりを進めましょう。

## 蒲郡蒲南土地区画整理 審議会委員選挙に伴う 選挙人名簿の縦覧

区画整理課 ☎66♦1175

11月2日(日)に蒲郡蒲南土地  
区画整理審議会委員の選挙を  
実施します。それに伴い選挙  
人名簿の縦覧を行います。

縦覧期間 9月4日(木)～17日

(水・土・日曜日可)

午前8時30分～午後5時

縦覧場所 区画整理課

選挙人の資格者は、区画整  
理施行地区内の宅地の所有者  
と宅地に借地権を有する方で  
す。ただし、次の方は手続き  
が必要です。

- ①施行地区内の宅地で未登記  
の借地権を持つ方は、その  
宅地の所有者と連署で借地  
権を証する書面を添え、9  
月17日(水)までに申告が必要  
です。
- ②施行地区内の宅地共有者と  
共同借地権者は、代表者1  
人を定めて投票日までに届  
け出が必要です。

※既に申告などを行っている方  
で、代表者を変更される場  
合は届け出が必要です。